

第4.Y章 リスト疾病発生時の管理 (新規章案)

-概要-

新規章案(第4.Y章)の構成

第1条	序論 (獣医サービスの対応、本章の目的、疾病制御計画)
第2条	法的枠組み及び規制環境
第3条	準備 (リスク分析、計画、防疫演習)
第4条	早期検出制度(サーベイランス、診断能力、報告、調査、記録、通報)
第5条	発生管理の際の一般的考慮事項
第6条	淘汰及び廃棄
第7条	移動の制御
第8条	バイオセキュリティ
第9条	ワクチン接種及び治療
第10条	ゾーニング
第11条	発生管理におけるコミュニケーション
第12条	特定の対策終了後サーベイランス
第13条	更なる発生調査、モニタリング、評価及びレビュー

※科学委により提案された以下の資料をベースとして、新規章案を作成。

- ・Guidelines for Animal Disease Control (OIE)
- ・Good Emergency Management Practices (FAO)

第1条 序論

○獣医サービスの対応

- 疾病の拡散・影響を最小限にし、又は疾病を撲滅するために、獣医サービスは、リスト疾病発生時に、疾病の生じ得る影響及びリスク分析の結果に基づいて対応する。

○本章の目的

- 疾病制御計画を準備、作成及び実施するための勧告を加盟国へ提供することを目的としている。

○疾病制御計画

- 規制及び技術的・財政的手段を配備する。
- 動物衛生、公衆衛生、社会・経済、アニマルウェルフェア、環境的視点からの考慮の下、論理的に正当化される。
- 明確で定量的な目標の達成を目的とする（疾病の影響の減少から撲滅まで、多様なゴールがある）。
- 早期検出制度及び迅速かつ効果的な処置から構成され、定期的に検証される。

第2条 法的枠組み及び規制環境

○リスト疾病の効果的な制御のため、以下を確認

- 疾病予防及び制御を扱う獣医サービスが第3.1章(獣医サービス)に合致する。
- 獣医法令が、第3.4章(獣医法令)に合致する。

○獣医法令の対応する事項

- 法的権限・命令系統・責任者の構成(特に、サーベイランス・疾病管理活動を目的とした関係施設への立ち入り)
- 疫学調査、診断、消毒、殺虫、ワクチンなどの資金源
- 制御プログラムで損害を受ける家畜・財産の補償政策・資金源
- 法令執行当局・公衆衛生当局等との調整

○特定の規則

- リスク分析(疾病リスクの特定・優先順位付けのため)
- 疑似症例、症例、疑似汚染飼育施設、汚染飼育施設、隣接飼育施設の報告・管理の定義と手順
- 地域(汚染地域、清浄地域、防護地域、封じ込め地域、サーベイランス強化地域等)の宣言・管理の定義・手順
- 動物試料の収集・運搬・試験の手順
- 動物の特定の手順
- 動物・動物産物の移動制限の手順
- 感染(潜在的感染)動物、汚染(潜在的汚染)産物・物品の殺処分・と畜、安全な廃棄・処理の手順
- 動物・動物産物の所有者への補償手順
- 飼育施設・関連する建物・車両・設備の洗浄・消毒・殺虫手順
- 義務的な緊急ワクチン接種・動物の処置等、制御活動の手順

第3条 準備

○獣医当局は、準備計画・実施を統括する。

○準備はリスク分析で正当化される。

1. リスク分析

- 必要な準備計画を決定するため、リスク分析を利用。
- 最大のリスクとなる病原体を特定・最重要な準備を明確化することで、脅威の優先順位付け・活動の区分に寄与。
- 最善な戦略・制御策の確立に寄与。
- 定期的に更新される。

2. 計画(政府・地方当局・利害関係者のすべきことを記載)

- 通報疾病発生前準備を概説した準備計画
- 通報疾病出現時の対応・緊急時計画
- 現場職員・利害関係者への包括的な一連の指示
- 通常活動への安全な回復のための復帰計画

3. 防疫演習

- 防疫演習を通じて、獣医サービス・利害関係者は緊急時計画の枠組みでなされる一連の措置を認識するものとする。

第4条 早期検出制度

1. 優先順位に応じて、疑似症例を検出し、除外・確定するため、サーベイランスを実施。サーベイランスは疫学・環境状況に適合させる。
2. 適切なサーベイランスのため、獣医当局は優れた診断能力を活用。(適切な知識及び診断施設)
3. 疑似症例が遅滞なく報告。理想的には以下を含む。
 - 疾病又は病原体の情報(臨床症状、病変の概要、検査結果)
 - 症状の最初の報告日
 - 飼育施設・建物の名称・住所・地理的位置
 - 感染動物種、発症・死亡した動物の概数
 - 実施された初動措置(バイオセキュリティ、予防的移動制限)等

4. 報告後、直ちに獣医サービスにより調査(以下を考慮)

- 立ち入り・退去の際の遵守すべきバイオセキュリティ
- 臨床検査(動物の数、種類)
- 安全性の確保されたサンプリング法、器具、手順
- 試料の送付手順
- 感染飼育施設・建物・土地の大きさ・入場経路
- 施設内・周辺の類似動物・感受性動物の概数調査
- 出入りした感受性動物・車両・人の動きの詳細
- 関連疫学情報(野生動物での疾病、通常とは異なるベクター)

5. 獣医当局への報告・記録のための手続き

- 疑似症例の調査は、陽性でも陰性でも、全て結果を出す。
- 症例定義のための基準は、事前に作成。
- 陸生コード・マニュアルに基づく臨床・死後所見、疫学情報、ラボ検査の結果により確定診断。
- 支持できる所見からの強い疑いにより、予防措置として地域的な管理措置を実施できる。確定後は全ての衛生措置を実施。

6. 症例発見時には、OIEへ通報

第5条 発生管理の際の一般的考慮事項

○発生確定後、以下を目的とした措置によりリスク管理。

1. 病原体源の除去

- 動物の殺処分・と畜、死体・汚染の恐れのある製品の安全な廃棄
- 建物・機器の洗浄・消毒・駆虫

2. 感染拡大の防止

- 動物・車両・機器の移動制限
- バイオセキュリティ
- リスク動物のワクチン接種・治療・淘汰
- コミュニケーション・啓発

○獣医当局が事前・発生発見時に状況を分析し、それに応じて異なる戦略が選択される。

- 初期に広く拡大していれば、ワクチン接種・治療等を淘汰と併用。
- ベクター・野生動物も、戦略に大きく影響。

○期待される利益に関する措置にかかる費用を考慮し、措置により生じる損失について、所有者へ補償を含む。

第6条 淘汰及び廃棄

- 生きた感染動物は、最大の病原体排出源であり、伝染性疾病の制御のため、淘汰戦略はしばしば選好される。
- いかなる淘汰戦略も病原体の伝播経路に応じて選択される。
 - 摘発淘汰：伝染性の高い疾病、過去に清浄又は現在清浄になりつつある場合に好まれる。
 - その他（検査後淘汰等）：伝染性の低い疾病、疾病蔓延時
- 効果を最大にするため、動物個体識別・トレーサビリティを実施。
- と畜・殺処分は第7.5章、7.6章に従う。
- 死体・汚染された恐れのある製品の廃棄は第4.12章に従って実施。

1. 摘発淘汰

- 感染動物・感染の疑われる動物の殺処分による。
- 汚染飼育施設・疫学関連のある飼育施設に限る。
- 特定の地域の全ての飼育施設に対象を拡大できる。

殺処分はその場で実施。死体はレンダリング施設等まで直接安全に運搬するか、その場で処理。飼育施設外で殺した場合は、他の動物との接触を避け、レンダリング施設・と畜場・食肉処理場へ直接運搬。と畜動物・産品は他とは別に処理。

- 摘発淘汰は、汚染施設の全ての動物種・感受性動物種に適用、又は、感染動物の同種動物に限って適用。
- 動物由来産品は病原体を不活化する方法で廃棄・処理
- 運搬用車両、動物に接触した設備・資材の洗浄・消毒を含む。

2. 検査及び淘汰

- 感染動物を発見し、動物群から排除する。
- 伝染性の低い疾病、拡大が遅い疾病を対象。
- 淘汰する動物の選択以外は、摘発淘汰と同様。

第7条 移動の制御

- 生きた動物・動物産品・汚染資材の移動による疾病の拡大を管理。
- 一又は複数の動物種・人間・車両・設備に適用し、特定の施設、地域、国全体など、多様な範囲に措置できる。
- 完全な隔離や、ベクターからの防御等、特定の規則を移動の際に適用することもできる。
- 効果的な実施の確保のため、物理障壁を設置できる。
- 他の疾病制御措置が終了し、サーベイランスにより必要ないことが示されるまで、移動の制御を実施する。
- 獣医サービスが、地方当局・法令執行機関・メディア等と移動の制限措置を調整。

第8条 バイオセキユリティー

- 人・車両・環境の汚染を通じた病原体の外部への拡散を防止するために実施。
 - 踏込槽・車輪の消毒槽に特定の消毒剤を利用
 - 単回使用資材の利用
 - 野生動物からの設備防護を確保
 - 排泄物、廃液等を収集、適切に処理

第9条 ワクチン接種及び治療

- 伝染性疾病の発生への対応として実施。
- 事前計画が必要。
(ワクチンの提供源の指定、緊急ワクチン接種・包囲接種等)
- ワクチンの特性を理解。
(感染防御レベル、免疫反応による感染との識別)
- 病原体の排出を減じ、感染の増加率を低下させるために利用できる。
- 摘発淘汰が適さない場合に、感染の循環を減ずることで、検査及び淘汰戦略を適用できるようにできる。
- 出口戦略を制御計画に含める。
(いつ、どのように終了するか/恒常的なものとすべきか)

第10条 ゾーニング

- 獣医当局が利用。(第4.3章に従う。)
- 疾病防御としてのゾーニングは、各地域で個別に適用する措置と関連。
(殺処分・移動の制御・ワクチン接種・サーベイランス)
- 拡大防止やステータスの維持のため、疾病の影響がある箇所に資源を集中。
(病原体の拡大防止・他の範囲のステータスの維持のため)

第11条 発生管理におけるコミュニケーション

- 獣医サービスは、啓発キャンペーンを通じて利害関係者とよいコミュニケーションを確保。
- 発生の前・中・後にコミュニケーションを実施。(第3.3章)

第12条 特定の対策終了後サーベイランス

- 制御計画の効果を監視し、残りの動物個体群の状態を評価するために実施。
- 実施済み措置の再評価・清浄性ステータス復帰に利用。
(地域の範囲の再設定、淘汰・ワクチン接種戦略の再評価等)

第13条 更なる発生調査、 モニタリング、評価、レビュー

- 獣医サービスは、各発生についての徹底した疫学調査を実施し、伝播についての現場ベースの詳細な知見を積み上げ、あらゆる管理情報システムに必要な情報を収集することで、より優れた制御計画を提供する。
(訓練された職員と標準化された情報収集様式を利用)
- 制御計画の監視・評価・レビューに、情報・経験を利用。

論点

- 疾病制御計画の対象をリスト疾病と提案しているが、受け入れ可能か。
- 我が国の特定家畜伝染病防疫指針等と照らして、OIEコードとして策定する上で、過不足はないか。